

議案第174号

宝塚市立地域児童育成会条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市立地域児童育成会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(入所の資格)</p> <p>第4条 育成会に入所できる児童(以下「対象児童」という。)は、<u>小学校1年生から4年生までの市内に住所を有する児童</u>で、保護者の就労、長期にわたる疾病等の理由により、下校後家庭において適切な指導を受けることができないものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(入所の資格)</p> <p>第4条 育成会に入所できる児童(以下「対象児童」という。)は、<u>市内に住所を有し、小学校に在学する児童</u>で、保護者の就労、長期にわたる疾病等の理由により、下校後家庭において適切な指導を受けることができないものとする。</p> <p>2 略</p>